地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

入札参加資格審査申込書兼

競争参加資格に関する表明・確約書

　　年　　月　　日

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター　理事長　　殿

所 在 地

商　 号

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

※代表者の印を押印してください。

担当者名

連 絡 先：ＴＥＬ

ＦＡＸ

Ｅ－ｍａｉｌ

地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センターが行う競争入札に参加したいので、入札参加資格の審査を申し込みます。申込に当たり、当社は競争参加資格に関し、裏面のとおり表明、確約します。

【　添付書類　】

１．会社情報等詳細一覧（様式2）

２．財務諸表（直近決算年度の貸借対照表及び損益計算書）

３．登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

【　申請上の注意　】

１．参加資格登録を承認された方には「入札参加資格確認書」を交付します。

２．本申込書には、原則「実印」を押印してください。

３．申請内容に変更があった場合は、再申請を受け付けます。再申請の場合は、「再申請」と朱書きした本申込書に有効期間内の入札参加資格確認書及び再申請事項の証明書類を添付して提出してください。

【両面印刷】

（両面）

競争参加資格に関する表明・確約書

第１条　当社は次の各号全てに該当しないことを表明・確約します。

　(1) 未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人

　(2) 破産者で復権を得ない者

　(3) 反社会的勢力

　(4) 東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第５条第１項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）

第２条 前条第３項の「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

一　暴力団　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に定義される暴力団をいう。

二　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

三　暴力団準構成員 　暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者をいう。

四　暴力団関連企業　暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

五　総会屋等　総会屋、その他企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

六　社会運動等標榜ゴロ　社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

七　特殊知能暴力集団等　暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

八　前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して要求を行い経済的利益を追求する団体又は個人

九　その他、前各号に準ずる者

第３条 当社は地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以後「都産技研」という。）に対し、次の各号について表明、確約いたします。

一 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。

二 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

三 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としないこと。

四 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。

五 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有しないこと。

六 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと及び今後も行う予定がないこと。

七 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為。

へ 反社会的勢力との関係を積極的に誇示する行為

ホ 前各号に準ずる行為。

八 その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

第４条　当社は、前条に反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、都産技研から本契約の全部又は一部を解除されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないことを表明、確約いたします。

以　上